

えていても組合員でなければ、支払う義務がないとする判断が示された。●昨年11月27日に富山地裁であつた訴訟の第一回日頭弁論に、被告の組合側は答弁書を提出せず、出席もしなかつたため、原告の主張が認められなかった。●争う姿勢を見せなかつた。理由は、組合側の『財政状況が厳しく、裁判にコストをかけるわけにはいかなかつた』といふことがその序盤に書かれている。

## ②中心市街地対策について

た記ルセ判運山維に日、今年  
事なン波嘗市持『北日本3月  
がタセ紋負中ピア日  
掲イイー』担央ンレチケ本3月  
載トシと巡通チ新月  
さルヨいるり 一新月  
れのナう裁 富ド聞22



# 中央通りのアーケード問題

さて、このアーケードは協同組合中央通商栄会が底地ごと所有しているのではない。アーケードの下は富山市の市道なのである。市道の占用許可を取つて中央通商栄会が1987年に設置したものである。本来は開閉型であるが、故障して開閉させることはできないし、雨漏りなども起こしているが、大規模な修繕をしたことはない。年間の維持費は1千万円に上るとのこと。果たして、このアーケードは本当に安全なのだろうか？大切な裁判への弁護士費用が捻出できなかつたことなどを聞くと、人々心配になる。

中心市街地政策を、実施していくには、かつた場合、富山に街らしきものは消失していたのではなかと考へる。自然と都会的な生活を求める人たちが、満足できるレベルの街を、借錢

富山市では中心市街地対策事業補助金を交付し、活性化を図つて いる。今年で 10 年目を迎えるが、51 店舗に活用され、改裝費約 1 億 6 千万円、家賃補助約 3 千 6 百万円等、合計で約 1 億 9 千 6 百万円が税金から助成されて いる。その内、中央通りでは 12 店舗が利用して いる。  
(2 店舗は既に閉鎖)  
この度の判決を受け、その助成を受けた 2 店舗がアーケードの維持費の支払いを停止したと いう。  
このことに、口をはさむものではないが、この一丸となつていいない商店街に出店サポートとして大切な税金を使うことに、市民の理解は得られるであろうか? また、出店サポート事業補助金は、組合の分裂を助長するのではないか? ではないだろうか?

件の判決が出る以前に、協同組合中央通商栄会は、以下の主旨の要望書を富山市に提出している。各店舗の売上減少、組合員数の減少や会費未払いの増加等で厳しい状態である。今後維持費が増大し、アーケードの解体が必須となつた時に手が打てなくなることが考えられる。まだ若干でも余力があるうちに解体に踏み切ることが上策と考えており、財政支援をお願いしたいといつたものである。

全国的にみてもアーケードの撤去は、ある意味時代の流れであり、国や自治体はその撤去について、助成を行つてきた。国においては、中小企業庁と国土交通省である。中小企業者の保護育成を目的として、消費税増税の機を見て補助政策を打ち出したが、現在はそういった制度は終了しておらず、今後も予定はないとのこと。国土交通省は、街づくりの観点からで、社会資本整備総合交付金における効果促進事業と認められた場合、可能性はゼロではないと考えている。

# ① 読書会について

昭和40年代に読書会が当時の富山市で開催される。今お一會員として読書会に参加の会員たるうえ、年齢の問題もあり、会の会員の課題本を購入し、お宅に配布し、公館で読書会を開いてここを数回で十回以上と続いている。この問題も、会員の年齢の問題が、本を購入する年齢の問題である。そこで、公館で読書会を開いてここを数回で十回以上と続いている。この問題も、会員の年齢の問題が、本を購入する年齢の問題である。

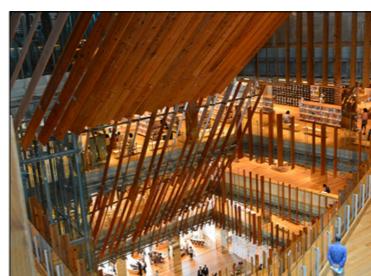
議員今期1年目を終え、市政報告を兼ねて支援いたいでいいある方のお宅を訪ねたところ行政に対し物申したいことがあり、ちょうど良かつたということで詳しいお話を聞くことにした。

その方は、昭和40年代に読書会を立ち上げられ（当時富山市には数十の読書会があつたのではないかと予想される。）、今までお一人会員として読書会に参加しておられるの

書会ができないくなつた。富山市は、何とも冷たいではないかといふものである。



上が、民間企業である蔦谷書店が運営する武雄市図書館  
下は、ガラス美術館も併設する富山市立図書館  
どちらも素晴らしい



の本度の新規購入の廃止をこの度は、12冊の冊子を10月間の間に1冊ずつ、来年1月に1冊を追加して、合計13冊を販売いたします。

読書会用テキストの新規購入  
廃止は、できる限り多くの種類  
の本を市民の皆様に用意したい  
というものであり、これは正しい  
いかも知れない。

しかし、議会はもとより、殆  
どの市民が知らぬ間に、まさに  
特定の方が決定したものである  
ことから、市政の最も公の場である  
議会に提起するものである。

相応のご負担をお願いしております。：』このような書き出し  
で始まる文面は、伝統がある読  
書会に対し、やはり、いさか失  
礼である。財務部では、事業の見  
直し結果を一覧にしてホームページ  
に公表しているが、この読書会テ  
キストの見直しは図書館内部の話  
であることから、直し一覧にも掲載されていな  
い。



40年以上続いてきた読書会テキストの調達廃止